

水産海洋研究座談会

漁獲量に関する研究座談会

主催 水産海洋研究会

日 時: 昭和60年7月18日(木) 14時~17時
会 場: 南青山会館(東京都港区)
コンピナー: 宇佐美 修 造(東海区水産研究所)
佐藤 祐 二(東海区水産研究所)
鈴木 秀 彌(東海区水産研究所)
挨拶: 平野 敏 行(水産海洋研究会会長)

話題および話題提供者:

- | | |
|-------------------|---------------------|
| 1. 海面漁業漁獲統計調査について | 片岡 優 (関東農政局水産統計課) |
| 2. 水揚量について | 石井 元 (漁業情報サービスセンター) |
| 3. 遊漁問題に関連して | 藪田 洋一 (日本水産資源保護協会) |

「漁獲量に関する研究座談会」を開催するにあたって

漁業は産業社会の経済活動に深く結びついており、「漁獲量」は多くの分野で利用され、注目されている。しかしながら、漁獲量を的確に知るための漁獲統計には、質・量的な面での認識の相違が交錯し、「漁獲量とは?」として今更の如く勿体ぶって問われると、共通認識としての普遍性に乏しい面がある。そこで、この辺の問題に焦点を絞り、①漁獲量が計数値として固められるシステ

ム、②流通情報として即時性の価値の高い水揚量(市場情報)、③遊漁などレジャーを通じて得られる「生産量?」の産業的位置づけ、の3つの観点から、漁獲量の社会的・経済的役割について理解を深めるために、この座談会を企画した。話題提供は、夫々のテーマに係る専門家をお願いした次第である。

1. 海面漁業漁獲統計調査について

片岡 優 (関東農政局水産統計課)

農林水産省が行う海面漁業生産統計調査は、海面漁業の生産活動に関する実態を把握する上で最も基本的な統計を作成するものである。

調査は生産活動を漁業種類別・漁場別等に区分し、水産行政の基礎資料を整備することを目的として、海面漁

業生産統計(指定統計第54号)、統計法(昭和22年法律第18号)、農林水産大臣の定める海面漁業生産統計調査規則(昭和27年農林省令第65号)に基づいて実施している。ここでは、海面漁業生産統計調査の方法について、とくに漁獲量の把握を中心として述べることにしたい。

1. 調査の変遷

(1) 漁獲統計調査体系の完成(昭和28～38年) 海面漁業生産統計調査は昭和28年1月から本格的に実施された。この時期から38年まで、^f 発展する資本漁業と、増大する漁業界の矛盾に対応し、その対策のための諸問題を整備する必要から、構造・生産・流通・経済の各統計が充実された。とくに生産統計については、32年から漁獲量を属地調査を基本とし、その調査結果を属人に組み替えて統計を作成、その他調査項目に出漁日数を加える一方、利用面を考慮して小地域統計を整備するなど一連の改善措置が講ぜられた。

(2) 属人調査体系への切り替え(昭和39年～45年) 昭和40年代に入って、わが国経済の高度成長によって、水産業と他産業との間の所得格差が増大したために、水産行政は方向転換を迫られた。水産統計においても、従来の統計における生産量の把握に重点をおいた方向が、他の指標との間にバランスを欠き、総合的・多面的利用に耐え得ないという欠陥が目立ち、新しい対応が必要となった。

このため、統計上の概念として、漁業を経営する場所・操業する場所および水揚げする場所に整理し、属地漁獲量は水揚統計として、流通統計調査の分野に位置づけられた。また、場所系列として、漁業地区を設定し、漁業地区一都府県一大海区とした。このように、39年以降は

行政的利用に重点を置いて、「人」を中心とする生産統計、すなわち漁業経営体一漁労体一努力投入量一産出量の一貫した統計が、原則として漁業地区まで作成されることになった。そして経済主体の下に、生産要素を組み合わせた投入(漁船および乗組員の労働時間、航海数、出漁日数)、産出(漁獲)する過程を一貫して把握する一方、漁業資源の動向についても基礎資料を提供出来るように、調査組織の現状を踏まえつつ整備を進めた。

(3) 指定漁業等における漁獲成績報告書の利用(昭和46年以降) 漁獲量調査と大臣許可漁業の漁獲成績報告書との二重性が指摘された。このため、調査の重複を避け統計調査の合理化を図る目的で、農林大臣許可漁業については漁獲成績報告書を利用して生産統計を作成することとなり、昭和48年4月26日農林省令第35号「海面漁業生産統計調査規則」によって、今日の海面漁業(養殖業を含む)生産統計調査が正式に作成されるようになった。

具体的には調査の効率化と二重性を排除するため、指定漁業等調査と一般漁業調査に大別し、指定漁業等調査については漁業の実態と漁獲成績報告書の提出状況等を見て、漁獲成績報告書を利用する漁業と利用しない漁業に区分した。前者については漁獲努力量の一部は従来どおり統計情報組織職員が調査するが、漁獲量等については審査集計事務所を指定して取りまとめ(表1)、後者の

表1 審査・集計事務所等および担当漁業種類名と担当官署

審査・集計事務所	担当の漁業種類	漁獲成績報告書の集計担当水研
札幌統計情報事務所	遠洋底びき網漁業(北転船) 沖合底びき網漁業(北海道区)	北海道区水産研究所 (北海道漁業調整事務所)
東北農政局 青森統計情報事務所	沖合底びき網漁業(太平洋北区)	東北区水産研究所八戸支所
関東農政局 静岡統計情報事務所	母船式底びき網等漁業 遠洋底びき網漁業(北方トロール) 遠洋底びき網漁業(転換トロール) 遠洋底びき網漁業(えびトロール) 遠洋底びき網漁業(南方トロール) 北洋はえ縄・刺網漁業, 遠洋まぐろはえ縄漁業 近海まぐろはえ縄漁業	遠洋水産研究所
北陸農政局 新潟統計情報事務所	沖合底びき網漁業(日本海区)	日本海区水産研究所
中国四国農政局 高知統計情報事務所	沖合底びき網漁業(太平洋中・南区)	南海海区水産研究所 (外海資源部)
九州農政局 福岡統計情報事務所	以西底びき網漁業 沖合底びき網漁業(西部海区) 大中小型まき網漁業(西部海区・日本海区)	九州漁業調整事務所

漁業並びに一般漁業調査については従来どおり統計情報組織職員が調査を行うこととした。

更に、昭和45年農林省の機構改革と合わせて全国統計作成業務と地域統計作成業務に分けて作成することになり、一部の属地漁獲量調査は地域統計作成業務に移管するなどの措置がとられた。

また、53年4月以降は知事許可漁業等にかかる調査およびとりまとめは、先の大正許可漁業と同様に漁獲成績報告書を利用して調査を行うこととした。

(4) 漁場別統計の作成について(昭和53年以降) 海面漁業に関する生産統計には次の2系列がある。すなわち、漁業者に着目しその生産活動を把握するための属人統計、および漁場に着目し海洋のもつ生産力を把握し資源管理を目的とする漁場別統計である。

昭和52年には世界の主要国が200海里漁業専管水域を設定し、わが国も同年7月に「漁業水域に関する暫定措置法」を施行させて200海里漁業水域を設定した。したがって、52年以降は国内のみならず国際的にも水産資源の動向を把握して、科学的根拠をもつ適正な資源管理を行うことが必要になり、53年から漁場別統計の作成を開始した。その後57年に、この調査は地先漁場の操業水域区分を10分から30分区画に拡大し、更に、58年以降、近海漁場操業水域のすべてを1度区画、それ以遠の水域は従来どおり世界水域としている。

2. 海面漁業生産統計調査の基準と約束事項

統計調査は統一された基準と約束事項に基づいて実施されるが、海面漁業生産統計の主要な基準、約束は次の通りである。

(1) 基準 「海面漁業」とは、海面において漁業を営む者が漁船、漁具または養殖施設等の生産手段を行使して水産動植物を採捕または養殖し、生産物(漁獲物または収獲物)を陸揚げするまでの生産活動の全過程をいう。

「水産動植物の採捕または養殖」とは利潤または生活の資を得るために生産物の販売を目的として行う漁業生産の行為をいう。

「生産物」とは海面漁業において採捕または収獲された水産動植物を指し、食用であると否に関わらず漁業を営む者が経済的価値を認めて採捕または収獲した水産動植物はすべて含まれる。ただし、遊漁および料金を徴集して行うサービス業や生産物の販売行為を伴わない調査等の採捕または養殖の行為は生産量としない。

「漁獲量」とは海面漁業により採捕したすべての水産動植物の採捕時の原形重量(生重量)をいう。この場合、乗組員の船内食用、自家用および自家加工用ならびに漁

業用餌料、自家用の養殖用種苗等も含める。

(2) 調査の範囲 調査は、すべての海面漁業経営体および水揚機関について行われる。なお、外国の法人等に用船された本邦籍船舶のうち水産庁長官の証明がなされた船舶についても調査の対象とするが、わが国の漁業法の適用を受けない海面漁業についてはこの調査の範囲から除外する。また、「水揚機関」とは生産物の陸揚地に生産物の売買取引を目的とする市場を開設している者および生産物の陸揚地に所在する漁業協同組合の販売所、漁業会社、冷凍・冷蔵工場、水産加工場等の事業所、沿岸漁村にみられる漁業者から直接生産物を集荷する問屋で、生産物を譲り受け、またはその販売の委託を受けるものをいう。

(3) 統計量の計上 調査により作成する海面漁業生産統計は属人統計および漁場別統計とする。

「属人統計」とは調査の結果取りまとめた数値を、生産物を採捕した海面漁業経営体の所屬地域(漁業地区まで)に計上した統計をいう。

「属人統計」は、漁業生産活動、漁業所得、生産性等を当該地域ごとに明らかにする上で水産統計の基本として位置づけられるもので、水産行政の企画立案はもとより、漁業調整、経営改善等の基礎資料として広く利用される。

また「漁場別統計」は、調査の結果取りまとめた数値を生産物が採捕された水域に計上した統計をいう。

(4) 調査の種類 調査は海面漁業漁獲統計調査および海面養殖業収獲統計調査とし、大臣許可漁業調査および知事許可漁業調査、さけ・ます漁業およびかに漁業調査、一般漁業調査、指定三湖沼漁業調査、海面養殖業収獲統計調査とする(図1)。

(5) 調査の期間および期日 調査の対象期間は毎年1月1日から12月31日までで、毎月または3カ月ごとに現地の実態を勘案して調査が行われる。

(6) 海面漁業漁獲統計の調査事項

- ① 漁船の所有者の氏名または名称および住所、船名、総トン数
- ② 漁業種類別の航海数、出漁日数および漁労日数
- ③ 漁業種類別および生産物種類別の生産量
- ④ その他前記各項に関連する事項

(7) 調査の機構 農林水産省経済局統計情報部が農林水産省地方統計組織を通じて調査する。

(8) 統計調査員の設置 調査の事務に従事させるため、統計法第12条第1項の規定による調査員をおく。

(9) 分類 調査は漁業分類、規模分類、水域区分、地域

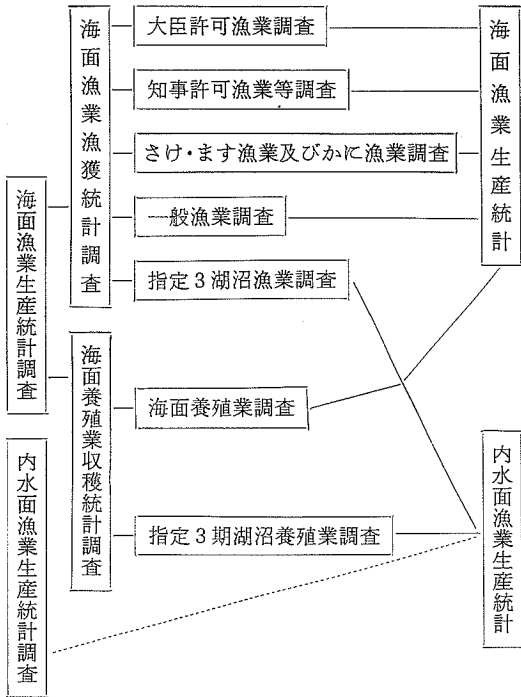


図1 海面漁業生産統計調査の体系

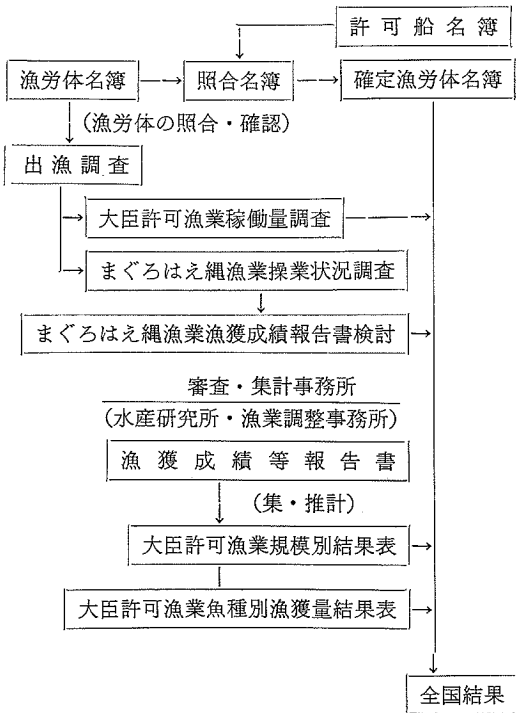


図2 大臣許可漁業調査の対象漁業種類

区分に分類または区分する。

漁業分類は漁業生産および漁業構造の実態を漁業種別に明らかにして、相互の比較を容易にするために次のような分類を設けている。

- ① 漁場による分類（遠洋・沖合・沿岸）
- ② 行政制度による分類（漁業権漁業，許可漁業，承認漁業，自由漁業）
- ③ 生産物の種類による分類（捕鯨業，さけ・ます漁業，まぐろ漁業等）
- ④ 漁具・漁法による分類（網漁業・釣漁業等）

規模分類は投入（漁獲努力）と産出（漁獲量）の関係およびその生産性を規模別に明らかにするとともに、規模分類相互間の比較を容易にするために行う。具体的には、漁船漁業の漁労体規模は、主たる生産手段である漁船の大きさ（総トン数）により分類している。

魚種分類は、海面漁業により漁獲された生産物の種類を魚種別に明らかにするとともに、水産行政、水産物の需給計画および水産資源研究に役立てるために行う。原則として分類学上の魚種分類に準拠して行いが、その際の事項が国として重要視されることになる。

表2 大臣許可漁業調査の体系

全国漁業分類による漁業種類	政令に定められた漁業種類
母船式南水洋捕鯨業	母船式捕鯨業
母船式北洋捕鯨業	
大型捕鯨業	大型捕鯨業
小型捕鯨業	小型捕鯨業
遠洋底びき網漁業 (北方トロール) (転換トロール) (北転船) (南方トロール) (えびトロール)	遠洋底びき網漁業
以西底びき網漁業	以西底びき網漁業
沖合底びき網漁業 (1そうびき) (2そうびき)	沖合底びき網漁業
大中型まき網漁業 (1そうまき) (その他のまき網)	大中型まき網漁業
北洋はえ縄・刺網漁業	北洋はえ縄・刺網漁業
遠洋まぐろはえ縄漁業	遠洋かつお・まぐろ漁業
近海まぐろはえ縄漁業	近海かつお・まぐろ漁業

(注)：大中型まき網漁業は大中型まき網漁業（西部海区・日本海区）のみを示す。

- ① 経済的価値が高く、数量も多いもの
- ② 全国的に出現するもの
- ③ 国際漁業条約等の対象となるもの

このほか地方における主要魚種の設定も行っている。

水域区分は、漁業生産の実態を漁場別に明らかにし水域区分間の比較を容易にさせるとともに、漁業調整・水産資源研究・漁場開発等に役立たせるために行う。調査に使用する水域区分は、世界水域区分と近海漁場操業水域区画である。

3. 調査方法

海面漁業漁獲統計調査は、海面漁業経営体または水揚機関の代表者に面接する方法によっている。

また、調査のうち大臣許可漁業調査、知事許可漁業調査、さけ・ます漁業調査ならびに漁業調査については前段に定める調査方法に代えて漁獲成績および事業成

績に関する報告書（以下「漁獲成績報告書」という）を利用することができる。

(1) 漁獲成績報告書を利用した調査体系について (図2・表2・3)

① 漁労体名簿の作成

統計情報組織の職員が管轄区域内の漁業経営体に所属するすべての漁労体を調査し、名簿を作成する。この名簿は、海面漁業漁獲統計調査の基本台帳となるもので、毎年1月1日現在で作成する。

水産庁および都道府県の「許可船名簿」に基づいてさきに作成した「漁労体名簿」に記載された漁労体を照合する。これは漁業許可とは異なる経営実態、例えば「許可船名簿」では他県の漁労体とされているもの、「許可船名簿」にあって「漁労体名簿」にない漁労体、また許可を保有しているため「許可船名簿」には該当があるが、

表3 知事許可漁業等調査の対象漁業種類

全国漁業種類	知事許可漁業等漁業種類	漁獲成績報告書の漁業種		承認漁業名・法定知事許可名・知事許可名
		漁業種類名	漁法および許可種類	
小型底びき網 縦びき1種 小型底びき網 縦びきその他 小型底びき網 横びき	小型底びき網 縦びき1種 小型底びき網 縦びきその他 小型底びき網 横びき	小型底びき網	板 び き かけまわし 張 竹 2 そうびき そ の 他	小型機船底びき網漁業
あぐり網 1 そうまき あぐり網 2 そうまき	中型まき網 1 そうまき 中型まき網 2 そうまき		中型まき網	1 そうまき 2 そうまき
さんま棒受網	さんま棒受網 (大臣承認)	さんま棒受	大臣承認	さんま漁業
その他の敷網	火光利用さば (棒受網)	火光利用さば	棒 受 網	棒受網漁業 (静岡)
	やりいか棒受網	やりいか棒受網	—	敷網漁業 (新潟)
その他の刺網	大目流し網	大目流し網	—	流し網漁業 (青森)
さば釣	火光利用さば (はね釣)	火光利用さば	は ね 釣	火光利用さば漁業
その他のさば釣	火光利用さば (その他の釣)		そ の 他	(千葉) (東京)
い か 釣	い か 釣 (大臣承認)	い か 釣	大臣承認	いか釣漁業
	い か 釣 (知事許可)		知事許可	小型いか釣り漁業(新潟) (石川) (兵庫) (京都)
その他の漁業	火光利用さば (たもすくい)	火光利用さば	たもすくい	火光利用さば漁業 (千葉) (東京)
	日本海 ずわいがに べにずわい かご網	ずわいがに べにずわい かご網	か ご 網 —	日本海における ずわいがに漁業 かご漁業 (山形) (新潟) (石川) (鳥取) (山口) せん漁業 (兵庫)

調査年に操業予定がないため「漁労体名簿」にない漁労体等を照合して理由ごとに区別し、全漁労体を管轄県別・所屬地・操業の有無等を確認し、最終的に本省において全国調整の上「確定漁労体名簿」を決定する。

② 出漁調査

確定漁労体名簿に基づいて各漁労体の航海数・出漁日数、遠洋・近海まぐろはえ縄漁業については入港年月日、漁獲成績報告書の提出の有無、操業状況に関する事項等を調査し、全漁労体の操業実態を毎月または調査の都度、数量的に把握する。

③ 漁獲成績報告書の利用

漁獲量は各漁労体が農林水産大臣および都道府県知事に報告された漁獲成績報告書を利用して、別に指定した審査・集計事務所(表1)で属人統計、漁場別統計を作成する。したがって、この報告書の提出が悪いと漁獲量の変動幅が大きくなる。現に、この提出は法律によって報告義務が課せられているにもかかわらず、提出率の低い漁業部門経営体が相当数になっている。この点は改善が必要である。

(2) 漁獲成績報告書を利用しない調査体系について(一般漁業調査) この調査は海面漁業のうち、大臣許可漁業調査、知事許可漁業調査、さけ・ます漁業、かに漁業調査および指定3湖沼(琵琶湖、霞ヶ浦、北浦)を除くすべての漁業について行う(図3・表4)なお、漁獲成績報告書を使用しない大中型まき網漁業(西部および日本海区を除く)と遠洋・近海かつお一本釣漁業・官公庁・学校・試験研究機関等が行う指定漁業についてはこの調査で行う。

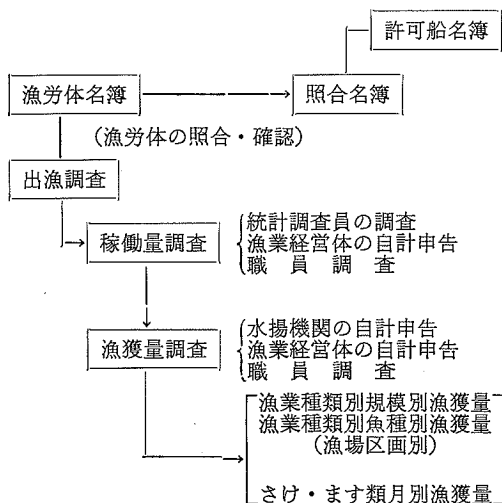


図3 一般漁業調査体系

① 漁労体名簿の作成と稼働量の調査

この調査行程はさきに述べた大臣許可漁業調査と同様であるが、全漁労体とその稼働状態を確実に把握することによって目標とする漁獲量把握の基礎条件を整備する。

② 漁獲量調査

一般漁業調査による漁獲量の把握は原則として水揚機関の自計申告によるが、漁業経営体の自計申告または統計情報職員の調査によるところが大きい。調査方法は漁労体が操業し漁獲した漁獲量のすべてについて、漁業種類別・規模別、またはそれに魚種別を加えて漁獲量を調査し、大海区・都府県別に統計結果が作成される。

以上、漁獲量の把握の仕方について述べたが、その他漁獲統計の原資料としては各漁港・協同組合の仕切伝票に頼ることが大きい。集計の目的は、漁獲量のみならず、資源問題、資本投入状況、漁業生産性の評価など、有用なデータを得ることによって、そのためには漁業種類別・魚種別・漁船規模別統計を複雑にクロスさせた集計が必要である。

このような業務の遂行にあたっては、漁業協同組合など、調査客体の協力が欠かせない条件となってくる。現状では仕切伝票の整理が全くなされていない場合も多く、

表4 一般漁業調査の対象および調査事項

漁業種類(漁業規模)	属人統計		漁場別統計	
	漁労体数	航海日数	出漁日数	漁獲量
①大中型まき網 (西部・日本海区を除く) 遠洋かつお一本釣漁業 近海かつお一本釣漁業 官公庁・学校・試験研究機関が行う指定漁業	○	○	○	○
②さけ・ます定置網 その他の大型定置網 小型定置網 採貝業 採藻業	○	---	○	○
③上記以外の一般漁業	○	●	○	○
④漁船非使用	---	---	○	○

注 1) ○は取りまとめを行う調査事項
2) ① から ③ は漁業種類 ④ は漁業規模を示す。
3) ●は規模10トン以上の漁労体のみ取りまとめる。

漁協の経営指導，個別経営体の経営把握のためにも，今後活用できる貴重なデータと考える次第である。

漁業が他産業とわたり合って発展を遂げるためにも，重ねて関係者のご協力をお願いするものである。

2. 水揚量について

石井 元 (漁業情報サービスセンター)

1. はじめに

漁業情報サービスセンターでは昭和47年の設立以来，漁海況情報収集サービス事業を一方の柱として，また，昭和48年度からは，もう一つの柱として水産物市場情報収集事業を現在まで実施してきている。

漁海況情報収集サービス事業に関する報告は，これまで何回か本研究会で行ってきたので，ここでは，水産物市場情報収集事業の概要について報告し，流通情報としての水揚量に関する問題提起を行う。

この水産物市場情報収集事業は，水産物の需要と供給に関する市場情報を収集することによって，水産物の適正な価格形成と流通の合理化に資することを目的として始まり，沖合の漁船に対しては無線ファクシミリ放送および無線電信電話放送を実施してきた。表1は現在情報収集を行っている市場（産地21市場，消費地3市場）および主要な対象魚種を示したものである。図1には市場情報収集広報システムの流れ図として示した

2. 流通情報としての水揚量について

産地市場から送られてくる毎日の情報（水揚量，価格，魚体組成，利用配分等）は日報としてまとめられる（図1）。産地市場からの情報は，午後に情報を編集するという時間的制約もあるため，午前中の水揚量概数として報告されている。このためセンターでは出来る限り正確な

数量を把握するため，午後分は翌日に報告する体制をとり，水揚量の精度の向上を期している。したがって沖合での漁獲量にはストレートには結びつかないが，水揚量自体の精度は高いといえる。

この事業を当センターが水産庁から受託した昭和48年以降，2度にわたるオイルショック，200海里問題，魚転がし等，水産物をめぐる問題は単に関連業界に止まらず，広く社会性を帯びたものになっているように思われる。その後，総じて漁獲物には魚価の低迷現象が定着し，漁業経営の危機は一層進行している。国内生産の過剰，輸入の増大，消費の頭打ちを内容とした供給過剰現象にその原因が求められるが，このような一般的な現象の中で，水産物市場情報には次のような効果が考えられる。

- イ) 行政的需要（翌月の水揚量，価格見直しおよび国会対策等）
- ロ) 漁船にとっての経済的意味（水揚港決定等の参考資料）
- ハ) 一般に水揚量や価格等のまとまった情報は極めて少ないが，あるとしてもかなり高価である。
- ニ) 水産物以外の畜肉，鶏卵，野菜等の流通情報システムは完備，または大規模に実施されている。

表1 水産物市場情報収集事業の対象市場および対象魚種

産地市場	稚内，羅臼，釧路，大津，八戸，気仙沼，石巻，塩釜，小名浜，銚子，三崎，沼津，焼津，枕崎，長崎，唐津，福岡，下関，浜田，境港，新潟
消費地市場	東京，大阪，名古屋
魚種	マアジ，サバ，スルメイカ，カツオ，ビンナガ，スケトウダラ，キハダ，メバチ，本マグロ，丸アジ，サワラ，イカナゴ，マイワシ，ブリ，ハマチ，カレイ類，サケ，マス

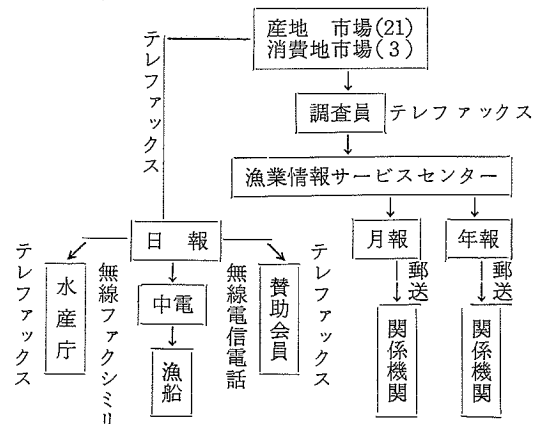


図1 水産物市場情報収集広報システム

ホ) 通信システムの整備, 発展が情報の価値を高めつつある。

以上のようなことが考えられるが, これらについては不十分な点も多く, 今後, 情報価値の一層の向上には, 正確性・迅速性の2つの点での発展が望まれている。

現在, 日報は当日の午後, 月報は翌月5日, 年報は翌年2月には発行されており, この体制の一層の充実, 利用方法の検討等が残された課題である。

現在, 情報に求められているものは, 漁獲量・水揚量・漁場・魚体・価格等について把握可能な指標的なものであるといつてよいと思われる。

3. 漁獲量と水揚量

ここでいう漁獲量とは漁業養殖業生産統計年報(農林水産省統計情報部発行)で表されている量と定義し, 水揚量とは水産物流通統計月報・年報(農林水産省統計情報部発行), 水産物市場月報(当センター発行)で表される数量と定義する。この場合, 一般に漁獲量は水揚量より多い。情報機能としての漁獲量・水揚量のデータは迅速に入手し処理し得て初めて情報の一端を担うものとなる。

市場水揚量のデータを漁況情報サービス事業との関連で把握した場合,

イ) 漁況情報の充実に果たす役割としては数値データとなるので, より具体的な表現が可能になる。

ロ) 沖合の漁況情報(QRY等)は収集体制の充実が一層必要であるが, この問題については漁業者側の理解と電波法など関連法規の調整が望まれる。

ハ) 漁況情報は断片的な面があるが, これをルーチン的なものとして補充することが可能である。

ニ) 漁況情報による数値データとの対比が可能になる。

ホ) 現時点で水揚量は, 沖合の漁況の最近似の指標である。ただし, 短時間にデータの収集は可能であるが, 主要魚市場に限定されることもあって, 数値そのものが過大に出ることは免れない。

3. 遊漁問題に関連して

近年, レジャー産業の発展は著しいものがあり, 四方を海に囲まれたわが国でも遊漁が盛んになってきた。この「遊漁」とは一体何であろうか? 難しい定義をする気

現在, 国・県の試験・研究機関において, 長期予報を軸に様々な漁況予報が実施されている。また, 予報については, 長期予報とともに短期予報の必要性がいろいろな分野の人から要求されている。このような短期予報の実施にあたっては, QRY等の沖合での漁獲情報とともに, 水揚統計が現況把握の基礎資料として大きな役割を果たすであろう。

しかし, とくに多獲性魚類については, その漁況予報は社会・経済的影響, とくに価格に影響を与えることが考えられるので, 予報内容については慎重に取扱う姿勢が必要であろう。

当センターの事業の進展に伴って, 漁獲量に関する問い合わせが増加している。それらへの対応の意味を含めて, 水揚量から漁獲量の推定を行っている。漁獲量の推定は, 将来のものに関する場合, 予測と同様に様々な影響もあり, 積極的な意味づけには意見がわかれるところであろうが, 漁業養殖業生産統計, 水産物流通統計, 水産物市場統計を用いて, 回帰式, カバー率による推定を行っている。

4. おわりに

最後に広い意味での水揚・漁獲情報についての問題点と課題について考えたい。

イ) 需給バランスを考えた生産活動。現在の漁業をとりまく厳しい環境の中で資源管理を含めて, 生産から消費までを見通した生産活動が要求されており, そのための情報の在り方の検討が必要とされている。

ロ) 資源量水準・動向と漁獲努力。水産資源研究と生産活動とがもっと有機的に結びつく必要がある。

ハ) 漁業をとりまく社会・経済的な環境の把握と漁業の将来展望の提示。

ニ) 総合情報の必要性。イ)~ハ)までを通じて漁業の総合的情報(産地・消費地・小売・在庫・輸出入情報等の全体的把握)の必要性。

以上のような事が考えられるので今後も情報の質的な向上を図って行きたい。

藪田 洋一 (日本水産資源保護協会)

は毛頭ないが, 一応レクリエーションとしての水産動植物の採捕行為と考えてよいであろう。すなわち, 遊漁とはレジャーであり, ストレス解消, 自然に親しむ, 煩わ

しい人間関係を忘れる、家族団欒等々、最後には新鮮な獲物を賞味するということになるであろう。

本日の座談会は、生産量の産業的位置づけについての観点から遊漁問題について話題を提供するというのであるが、これは難問である。

それは、遊漁の実態があまり調査されたことがなく、その生産量も分かっていないからである。しかしながら、年間延べ遊漁者数、遊漁案内業者数、遊漁に使用した船の総隻数等については、農林統計情報部の第5～7次漁業センサスでその趨勢を知ることができる(表1～3)。それによれば、昭和58年の年間延べ遊漁者数は昭和53年の36%増しの3千万人となっている。また、遊漁案内業者数には若干の増減がみられ、遊漁に使用した実隻数は増加している。

遊漁の「釣り」についてみると、昭和48年には565万人、53年は1,761万人、58年には2,480万人となる。このうちの船釣りは58年の数値しか得られていないが、1,000万人である。したがって、仮に1人平均1kgを釣獲したとすれば船釣りによる全釣獲量は1万トンとなり、2kgなら2万トンということになる。このような統計値はまとめられていないが、過去において、一部地域で釣客数や釣獲量を調査したものはある。

東京湾では、東京湾遊漁船協同組合が昭和53～58年まで各年について、月別・対象魚種別釣客数を調査している(調査組合員数29～34人)。それによると、年間12～14万人が船釣りをしており、その対象魚はハゼ、イシモチ、カレイ、アジ、サバ等多種類にわたり、年によって対象魚別釣客数も大きく変化している。すなわち、遊漁

表1 1年間の遊漁者数

調査年月	計	釣 り		潮干狩	潜 水	そ の 他
		船 釣 り	そ の 他			
58.11	30,933,211	10,000,712	14,816,409	3,303,145	9,219	2,803,726
53.11	22,687,546		17,612,817	2,938,075	22,628	2,114,026
48.11	9,138,952		5,657,482	3,051,736	15,098	414,636

(農林水産省統計情報部、漁業センサスによる)

表2 遊漁案内業者数

調査年月	計	漁協	漁業者	船宿	その他
58.11	33,857	157	29,551	2,175	1,974
53.11	37,345	255	32,459	2,214	2,417
48.11	29,234	264	26,777	2,193	—

(農林水産省統計情報部、漁業センサスによる)

表3 1年間に遊漁に使用した船の実隻数

調査年月	総 計	遊漁案内に使用した船				その他
		計	船釣り	瀬渡し船	その他	
58.11	110,978	36,429	31,669	3,039	1,721	74,549
53.11	41,771					
48.11	32,395					

(農林水産省統計情報部、漁業センサスによる)

表4 神奈川県遊漁の実態

	釣船実隻数	操業日数	釣客人数	釣獲尾数	釣獲重量
総 数	1,216	80,254	730,015	16,002,575	3,106,259kg

資料：遊漁統計調査報告書。昭和53年，神奈川県農政課水産課

資源状態の年変動が釣客数の上に反映されているものとみられる。また、近年ではイシモチ、シロギス狙いの釣り客が多いので、東京湾がきれいになりつつあるとの観測もなされている。しかし、この調査では残念ながら釣獲量のデータはない。

既往の遊漁調査としては、神奈川県農政部が県下の遊漁統計調査報告を昭和53年に発行している(表4)。これによると、釣客数73万人で、その釣獲量は3千トンと推定されている。この数字は年度が異なるけれども昭和52年の同県の釣漁業(34,000トン)の約9%に相当している。

また、昭和49年に中国四国農政局が行った瀬戸内海漁業動向による魚種別遊漁釣獲量を表5に示した。これをもても、遊漁による釣獲量は職業的な漁船に比較してかなりのウェイトを占めている。

以上、遊漁による釣獲量を部分的な資料からみたに過ぎないが、全国ではかなりの量に達するであろうことが推察される。

このような遊漁人口の増加は、一方では種々の問題を生ずるであろう。とくに釣人のマナー、糸や釣り針の投棄、撒き餌等については新聞紙上を賑わすようである。また漁船の操業上の関連もあり遊漁船の出入港時刻を定めている所も多い。さらに湘南ではキス釣り禁漁期を設けたりして遊漁資源の保護をしている所もある。

昭和59年に水産庁沿岸課に遊漁調整指導室が設置され、遊漁問題に広く対応する体制ができ、種々の情報収集や調査が図られるようになったことは一步前進であり、さらに昭和60年度から3年間の予定で「船釣り遊漁釣獲量等調査委託事業」が実施されることになり、日本水産資源保護協会が委託を受けることになった。そこで、本事業の目的、調査の内容や方法等について紹介し、この問題について関心をおもちの方々の御協力を賜りたいと考える。

この事業の目的は、船釣り遊漁による釣獲魚種および釣獲量等を調査するとともに、調査方法の確立を図り、当該地域における水産資源の保護等に資することにある。

事業内容として、まず、この調査に必要な指導、助言を受けるために、遊漁、漁業および調査・統計等についての学識経験者で構成される委員会を設置する。ここで、調査地の選定、調査項目の設定、現地調査や指導等の企画、調査結果の検討を行い、調査の方法の確立や釣獲量推定を試みようとするものである。すでに第1回委

表5 瀬戸内海の魚種別遊漁釣獲量 (トン, %)

主要魚種	漁業釣り(A)	遊漁(B)	$\frac{B}{A} \times 100$
ア ジ	970	169	17.4
サ バ	229	66	28.8
ヒ ラ メ	49	0	—
カ レ イ	406	39	9.6
ニ ベ・ク チ	201	91	45.3
タ チ ウ オ	3,927	45	1.1
ク ロ ダ イ	354	23	6.5
ボ ラ	196	6	3.1
ス ズ キ	557	15	2.7
カサゴ・メバル	398	100	25.1
そ の 他	4,023	764	19.0
魚 類 計	11,310	1,318	11.7
タ コ	1,590	38	2.4
そ の 他	596	24	4.0
水産動物計	2,186	62	2.8
総 計	13,496	1,380	10.2

資料：瀬戸内海の漁業動向 昭和49年度中国四国農政局

員会が7月12日に開催され、調査計画の概要が決定された。この内容は次のようなものである。

- 1) 調査対象は東京都、神奈川県、三重県、和歌山県、福井県、京都府、鳥取県下の船釣り遊漁船
- 2) 標本船を抽出し、船頭に調査票を配布して記入を依頼する(船名、船型、釣客数、魚種別の大きさと釣獲尾数等)。
- 3) 当該地域の遊漁船概況調査を行う。
- 4) 標本船と上記の概況調査の資料を用いて、漁業センサスによる総隻数、出漁日数等を階層化する。
- 5) 上記の諸資料によって標本船釣獲量のひきのぼしを行う。

これらの調査によって実行可能な方法をさぐり、第3年目には全国的規模で調査を実施しようとするものである。この調査においてなお問題となる事項が多いことは御気付きのことと思う。すなわち、調査票の記入内容の精度、票の回収率、標本船の釣獲量のひきのぼしの手法、結果の検討……等があげられる。

初年度にはまず調査を行い、その結果を通じて問題点の解決、手法の改良を図ることになる。とくに標本船資料のひきのぼしについては、母数としてセンサス結果を使うことにしているので関係各位の御協力を心から期待したい。